

JIS

建築用ガラスの暴風時における 飛来物衝突試験方法

JIS R 3109 : 2024

(FGMAJ/JSA)

令和 6 年 6 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 建築技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	清 家 剛	東京大学
(委員)	太 田 啓 明	一般社団法人住宅生産団体連合会 (三井ホーム株式会社)
	鹿 毛 忠 継	国立研究開発法人建築研究所
	勝 俣 英 雄	一般社団法人日本建設業連合会 (株式会社大林組)
	嘉 藤 鋭	独立行政法人住宅金融支援機構
	釘 宮 悦 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	興 石 直 幸	一般社団法人日本建築学会 (早稲田大学)
	高 橋 光 明	国土交通省大臣官房官庁営繕部
	田 辺 新 一	早稲田大学
	永 井 香 織	日本大学
	萩 原 伸 治	一般財団法人建材試験センター
	原 智 彦	断熱・保温規格協議会
	藤 野 珠 枝	主婦連合会 (藤野アトリエ一級建築士事務所)
	吉 田 可保里	T&T パートナーズ法律事務所

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 30.7.20 改正：令和 6.6.20

官 報 掲 載 日：令和 6.6.20

原 案 作 成 者：一般社団法人板硝子協会

(〒108-0074 東京都港区高輪 1-3-13 NBF 高輪ビル TEL 03-6450-3926)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

審議専門委員会：建築技術専門委員会 (委員長 清家 剛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 原理及び目的	3
4.1 原理	3
4.2 目的	3
5 試験装置	3
5.1 一般	3
5.2 試験装置の各要素	4
5.3 校正	5
6 供試体	6
6.1 一般	6
6.2 ガラス	6
6.3 供試体数	6
6.4 繰返し圧力载荷試験の供試体	6
7 試験手順	6
7.1 一般	6
7.2 準備	6
7.3 加撃体衝突試験	7
7.4 繰返し圧力载荷試験	10
8 試験結果の判定	11
8.1 合否判定	11
8.2 開口	11
8.3 エッジ部からの外れ	11
9 試験条件の選択	11
9.1 一般	11
9.2 加撃体	11
9.3 防護レベル	11
10 試験報告	12
10.1 一般	12
10.2 加撃体衝突試験	12
10.3 繰返し圧力载荷試験	12
10.4 結果	13
附属書 A (規定) 必須情報	14

	ページ
附属書 B (規定) 取付枠	15
附属書 C (参考) 推奨する加撃体発射装置	17
附属書 D (参考) 基本風速	18
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	19
附属書 JB (参考) 技術上重要な改正に関する新旧対照表	24
解 説	27

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人板硝子協会（FGMAJ）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS R 3109:2018** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

建築用ガラスの暴風時における飛来物衝突試験方法

Glass in building—Destructive-windstorm-resistant security glazing— Test method

序文

この規格は、2020年に第3版として発行されたISO 16932を基とし、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、附属書JAに示す。また、技術上重要な改正に関する旧規格(JIS R 3109:2018)との対照表を、附属書JBに示す。

1 適用範囲

この規格は、破壊的な暴風による飛来物の脅威に対する建築用の防災ガラス（以下、建築用防災ガラスという。）の耐力を判定するための試験方法について規定する。この規格は、台風などに伴って生じる基本風速30 m/s以上の強風に対して、ガラスに開口などが生じるか否かについての判定に適用し、基本風速が48 m/sを超える暴風の場合には、適用しない。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 16932:2020, Glass in building — Destructive-windstorm-resistant security glazing — Test and classification (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS K 6253-2 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—硬さの求め方—第2部：国際ゴム硬さ（10 IRHD～100 IRHD）

注記 1 対応国際規格における引用規格：ISO 48-2, Rubber, vulcanized or thermoplastic — Determination of hardness — Part 2: Hardness between 10 IRHD and 100 IRHD

注記 2 対応国際規格における引用規格の引用事項に相当する内容を規定しているJISに置き換えた。